

令和8年度 静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金 (省エネ設備導入支援)

脱炭素経営の取組に向けた省エネ設備導入を支援します



静岡県地球温暖化防止条例第12条第2項に定める「温室効果ガス排出削減計画書制度」に
参画する県内の中小企業等の脱炭素化・省CO2性の高い設備等の導入を支援します！

< 補助金の交付額 >

(脱炭素スタート応援枠) ^{※1} 上限 200万円 / 下限 20万円

(補助率 補助対象経費の3分の1以内)
(大規模削減枠) ^{※2} 上限 1000万円 / 下限 20万円

(補助率 補助対象経費の2分の1以内)

< 対象事業者 >

県内外に設置する工場・事務所・その他事業場全体での年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kℓに満たない

【脱炭素スタート応援枠】^{※1}
年間エネルギー使用量(原油換算)が300kℓ未満の事業所が対象

【大規模削減枠】^{※2}
年間エネルギー使用量(原油換算)が300kℓ以上1,500kℓ未満の事業所が対象

法人及び個人事業主

※会社・個人事業主の場合は、中小企業等経営強化法の中小企業者が対象となり、資本金・従業員数に基準があります。

- ▷ 複数事業者による共同実施や、ファイナンスリース契約も可

< 対象設備 >

申請者が所有する建物(県内の工場・事務所・その他事業場)に設置する
空調・給湯・照明設備・生産設備

に加え、断熱設備(断熱窓、断熱材)の設置を追加しました。

※既存の設備の更新(入替)で、導入前と比べてCO2排出量を5%以上削減できる設備であること。
(断熱設備は除く)

【省エネ指導等(設備導入助言・削減計画書改善)の受診】

- ・本事業では事業開始前に指定する機関による「省エネ指導(設備導入助言・削減計画書改善)」を受診し、設備導入に関する助言及び削減計画書の改善に関するアドバイスを受けることが必須となっています。
- ・省エネ指導等の受診前の事前着手は認められません。
- ・省エネ指導結果の通知日以降に契約や工事の実施が可能となります。
- ・費用は直接、SERAから指定する機関に支払われますので申請者から指定する機関への支払は生じません。

< 補助対象となる経費・設備 >

経費区分の範囲は、①設計費 ②設備費 ③工事費 ④省エネ指導費 です。

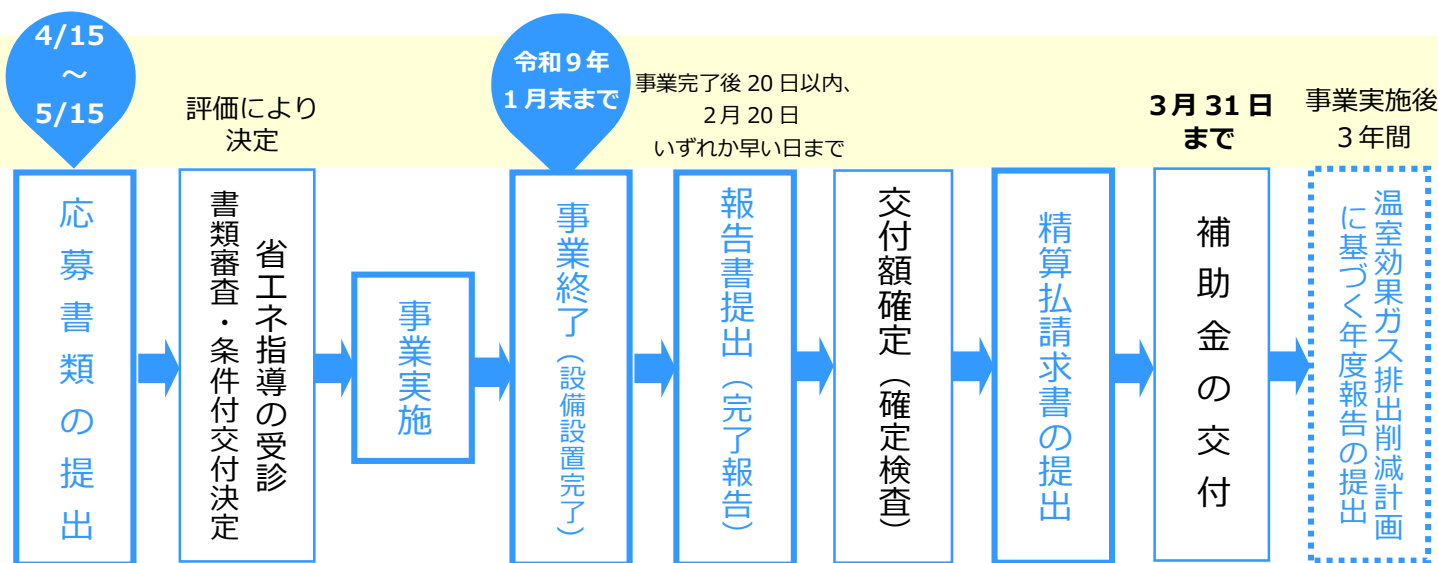
- 空調設備等：ビル用マルチエアコン、パッケージエアコン、ルームエアコン
省エネ型の第1種換気設備 等
- 給湯設備：給湯器、ボイラ
- 照明設備：LED 等
- 冷凍冷蔵設備
- 産業用ボイラ（蒸気ボイラ、温水ボイラ）
- 産業用モータ（ポンプ、送風機、圧縮機等）
- 電気設備：受変電設備
- BEMS、FEMS、測定器
※運用管理等に必要な場合のみ。導入する場合は別途計画を記載すること
- 生産設備
- **断熱設備（断熱窓、断熱材）**

▷ 高効率機器に限る等、その他注意事項や補助対象とならない経費については、ホームページ掲載の応募要領をご確認ください。

【温室効果ガス排出削減計画書制度】

- ・省エネなどの温暖化対策に効果的に取り組むため、事業所全体でのエネルギーの使用量や使用状況等を見える化して基準とし、3年間の対策と目標を定めた計画書を作成し、毎年度報告します。
- ・補助金申請の際は、補助対象事業（省エネ設備導入）を含めた、事業所全体で3年間に実施する温室効果ガス削減（**6%以上**）のための計画書を提出していただく必要があります。

< 事業スケジュール >



< 募集期間 > 4月15日(水) ~ 令和8年5月15日(金)

※募集終了後、評価を行い、採択後、交付決定を行います。

< 事務局 >

一般社団法人静岡県環境資源協会（SERA）

応募要領・提出様式等詳細はこちらから ▷ https://www.siz-kankyuu.jp/sizhojo_r8.html

お問い合わせはこちらまで ▷ E-mail sizhojo@siz-kankyuu.or.jp

TEL 054-270-6165 (受付時間 平日 10時～12時、13時～17時)